

川崎区「区の花」「区の木」選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成24年4月1日に川崎区区制40周年を迎えるにあたり、区内の地域緑化の推進や、区民の環境や自然に関する意識を高めることなどを目的に、川崎区「区の花」及び「区の木」（以下「区の花」「区の木」という。）を制定する。「区の花」「区の木」を選定するにあたっては、新たな区のシンボル（象徴）として区民から十分な理解を得るために、川崎区「区の花」「区の木」選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「区の花」「区の木」の候補の選考に関すること。
- (2) そのほか、必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者及び団体のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者・有識者
- (2) 関係団体
- (3) 川崎区区民会議委員
- (4) その他、区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が委員を招集し、開催する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、川崎区役所企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。